

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 色麻町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
995	1,636	137	2,769

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	3,964	3,816	148	147	62	3,206	
奨学資金貸付基金特別会計	27	26	1	1			
一般会計等	3,950	3,802	149	148		3,206	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	124	95	29	160	-	273	-	法適用企業
下水道事業特別会計	452	425	27	15	234	3,176	2,966	
○特定環境保全公共下水道事業	362	348	14	3	183	2,678	2,496	
○農業集落排水事業	56	52	4	4	44	431	407	
○特定地域生活排水処理事業	30	24	7	7	6	43	43	
○個別排水処理事業	4	2	2	2	1	24	21	
国民健康保険事業特別会計	940	891	49	49	86	-	-	
介護保険特別会計	552	514	38	38	90	-	-	
後期高齢者医療特別会計	53	52	1	1	24	-	-	
老人保健特別会計	92	90	2	2	6	-	-	
介護サービス事業特別会計	5	4	1	1	1	-	-	
公営企業会計等計				266		3,449	2,966	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
宮城県市町村職員退職手当組合	19,550	18,656	894	894	3,467	0	-	-
宮城県市町村非常勤消防団員補償債組合	763	760	4	4	0	0	-	-
宮城県市町村自治振興センター	136	130	6	6	0	0	-	-
宮城県後期高齢者医療広域連合	1,830	1,803	27	27	14	0	-	-
宮城県後期高齢者医療事業会計	173,676	167,902	5,774	5,774	2,160	0	-	-
大崎地域広域行政事務組合	7,514	7,425	89	89	33	4,653	149	-
加美郡保健医療福祉行政事務組合	450	447	3	3	0	32	14	-
加美郡保健医療福祉行政事務組合:病院会計	1,292	1,451	△159	199	318	2,386	1,612	法適用企業
加美郡保健医療福祉行政事務組合:介護事業会計	620	580	40	35	92	1,962	885	-
色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合	2	2	1	1	1	0	0	-
一部事務組合等計				7,032		9,033	2,659	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
(株)色麻町産業開発公社	5	24	10	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等計			10	-	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	374	424	50
減債基金	37	52	15
その他充当可能基金	345	369	24
充当可能基金計	756	845	89

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.21	5.36	△0.85	△15.00	△20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	16.06	14.98	△1.08	△20.00	△40.00	下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	15.2	15.6	0.40	25.0	35.0	○特定環境保全公共下水道事業	-	-	-
将来負担比率	168.9	182.4	13.50	350.0		○農業集落排水事業	-	-	-
財政力指数	0.32	0.33	0.01			○個別排水処理事業	-	-	-
経常収支比率	85.3	89.6	4.3			○特定地域生活排水処理事業	-	-	-

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。